

和歌山市立中学校給食センター給食材料納入業者登録実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市立中学校給食センターにおける給食材料（以下「給食材料」という。）の入札及び見積合わせによる納入に関し、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）その他の関係法令に定めがある場合を除き、給食材料納入業者（以下「納入業者」という。）の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 納入業者として、和歌山市立中学校給食センター給食材料納入業者登録（以下「業者登録」という。）を受けようとする者をいう。
- (2) 登録者 第4条の規定による申請が認められ、業者登録を受けた者をいう。

(登録の資格要件)

第3条 申請者及び登録者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 同項各号のいずれかに該当する者にあつては、その事実があつた後3年を経過している者であること。
- (4) 学校給食の意義、役割を理解し、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- (5) 食品衛生法に基づく許可、届出を要する者については、食品衛生責任者を設置し、HACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること。
- (6) 製造・加工・配送に携わる従業員の検便を定期的に実施しており、衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく提出できること。
- (7) 和歌山市内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (8) 中学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給できる能力、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有していること。また、不測の事態においても誠実かつ迅速に対応できること。
- (9) 経営状態が良好であり、納税義務が履行されていること。
- (10) 引き続いて2年以上その営業に従事していること。ただし、合併、分割又は社名変更があつた場合において、前身の営業期間を通算して2年以上となるときは、この限りではない。
- (11) 登録しようとする日を含め、当該日から過去3年以内に遡り、登録の取消しを受けていないこと。
- (12) その他和歌山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める資格を有する者であること。

(登録申請)

第4条 申請者は、和歌山市立中学校給食センター給食材料納入業者登録申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、申請しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 役員等調書及び照会承諾書（別記様式第3号）
- (3) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書
- (4) 履歴事項全部証明書（法人に限る。）
- (5) 財務諸表（法人に限る。個人においては所得税等確定申告書。）
- (6) 納税証明書（国税）

(7) 市税完納証明書

(8) 食品衛生法に基づく営業許可を要する者にあつては、営業許可証の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票の写し

(9) 食品衛生法に基づく営業の届出を要する者にあつては、届出済証明書

(10) その他教育委員会が必要と認める書類

(審査及び登録)

第5条 教育委員会は、申請者から前条の規定による登録申請があつた場合において、申請書類の内容を審査し、第3条に規定する要件を全て満たしていると認めたときは、和歌山市立中学校給食センター給食材料納入業者として登録し、和歌山市立中学校給食センター給食材料納入業者登録名簿に登載するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 前条に規定する登録の有効期間は、教育委員会が別に定める。

(取扱給食材料)

第7条 登録の対象となる給食材料は、別表第1に掲げる給食材料とする。

(登録の変更及び廃止)

第8条 登録者は、納入業者の登録事項に変更が生じたとき又は営業を廃止若しくは休止するときは、速やかに和歌山市立中学校給食センター給食材料納入業者登録変更・廃止届（別記様式第4号）を提出しなければならない。

(措置)

第9条 教育委員会は、登録者が別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、給食食材調達事務審査会（以下「審査会」という。）に諮り、同表に掲げるところにより措置内容を定め、その審査の結果（以下「審査会の決定」という。）に基づき当該登録者についての措置を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録者が同表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないときであっても、必要と認めるときは、審査会に諮り、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱を準用し、措置内容を定め、審査会の決定に基づき当該登録者についての措置を決定するものとする。

3 教育委員会は、前2項に係る審査会を開催することが困難であると認めるときは、審査会の委員長及び副委員長の決裁をもって審査会の決定に代えることができる。

(登録の取消し)

第10条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、審査会に諮り、審査会の決定に基づき業者登録を取り消すことができる。

(1) 和歌山市学校給食材料購入要綱第10条各号のうち、受注者の責務に違反した場合。

(2) 第3条に規定する登録の資格要件を満たしていない場合

(3) 登録に係る営業を廃止若しくは休止した場合

(4) 登録申請に当たり、虚偽の申請を行ったことが判明した場合

(5) 誓約書の誓約内容を遵守することができない場合

(6) 納入品又は衛生管理が原因で食中毒が発生した場合

(7) 故意により異物を混入させた場合

(8) 異物混入により健康被害が発生させた場合

(9) 故意に産地や賞味期限を偽装していた場合

(10) 関連法令に違反し、逮捕又は起訴された場合

(11) 行政から営業停止等の処分を受けた場合

- (1 2) 前条に該当する措置を決定した日を含め、当該日から過去1年以内に遡り、参加資格停止が3回以上ある場合
- (1 3) 故意に事故等を起こした場合
- (1 4) その他納入業者として、著しく適性を欠くと認められる場合
(措置等の公表)

第11条 教育委員会は、前2条による措置及び登録の取消しのうち、参加資格停止及び登録の取消し（以下「参加資格停止等」という。）を行ったときは、その内容を公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 参加資格停止等の期間
- (4) 参加資格停止等の理由及び適用条項

3 教育委員会は、参加資格停止等の期間中に、当該期間の変更又は解除を行ったときであっても、同様に公表するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前にされた業者登録、措置又は手続きについては、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

取扱給食材料

	品 目	代表的な物資
1	青果・果物類	野菜、芋、きのこ類、果物
2	精肉類	牛肉、豚肉、鶏肉、食肉加工品（ハム、ベーコン等）
3	魚介類	鮮魚、えび、いか等
4	乳製品類	バター、チーズ、ヨーグルト、乳酸菌飲料等
5	デザート類	ケーキ、ゼリー等
6	乾物、冷蔵・冷凍食品、缶詰類	乾物類（ひじき、干し椎茸、小麦粉等）、冷蔵食品類（鶏卵、豆腐類、こんにゃく等）及び上記品目以外の冷凍食品又は缶詰食品
7	油脂・調味料類	各種油類、しょうゆ、みそ、酢、ソース、砂糖、塩等

別表第2（第9条関係）

和歌山市立中学校給食センター給食材料納入業者措置基準

措置要件		措置内容
食品衛生関係	・納入品に異物混入が確認された日を含め、当該日から過去1ヶ月以内に遡り、異物混入が複数回確認された場合	口頭注意 または 文書厳重注意
	・再発防止策を講じてもなお異物混入が続く場合 ・重大な品質異常や異物混入が確認された場合 ・衛生管理体制の欠陥が発覚した場合	参加資格停止 1ヶ月以上 3ヶ月以内
産地・ 期限偽装	・事務的な表示ミスがあった場合	口頭注意 または 文書厳重注意
	・産地や期限の誤表記を正当な理由なく是正しなかった場合 ・事務的な表示ミスが確認された日を含め、当該日から過去1ヶ月以内に遡り、事務的な表示ミスが複数回確認された場合	文書厳重注意 または 参加資格停止 1ヶ月以上 3ヶ月以内
法令違反	・指導を受けても改善が見られない場合	文書厳重注意
	・関連法令に違反し、勧告や指示、命令等を受けている場合	参加資格停止 1ヶ月以上 3ヶ月以内
納期遅延	・交通事情等突発的な理由で納期が遅れた場合	口頭注意
	・納期遅延が発生した日を含め、当該日から過去1ヶ月以内に遡り、納期遅延が複数回あった場合	文書厳重注意
	・再発防止策を講じてもなお納期遅延が続く場合	参加資格停止 3ヶ月以内
	・納期遅延により献立の品数が減る等給食提供が不可能になった場合	参加資格停止 1ヶ月以上 3ヶ月以内
規格違反	・商品の規格が仕様と異なる納入が発生した場合	口頭注意 または 文書厳重注意
	・商品の規格が仕様と異なる納入が発生した日を含め、当該日から過去1ヶ月以内に遡り、仕様と異なる納入が複数回発生した場合	参加資格停止 1ヶ月以上 3ヶ月以内
	・故意により仕様と異なる商品を納入した場合	
その他	・事案発生日を含め、当該日から過去1年以内に遡り、文書厳重注意が2回以上ある場合	参加資格停止 1ヶ月
	・事案発生日を含め、当該日から過去1年以内に遡り、参加資格停止が2回以上ある場合	当該措置期間に 1ヶ月を加算